

議案第 6 号

野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月3日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員定数条例の一部を改正する条例

野田市職員定数条例（昭和25年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「980人」を「1,094人」に改め、同項第1号中「646人」を「721人」に改め、同項第2号中「8人」を「9人」に改め、同項第3号中「4人」を「5人」に改め、同項第4号中「4人」を「6人」に改め、同項第5号中「114人」を「120人」に改め、同項第6号中「5人」を「7人」に改め、同項第7号中「172人」を「198人」に改め、同項第8号中「27人」を「28人」に改める。

附則第6条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

行政需要の増加等に対応するため、職員の定数に関する規定を整備しようとするものである。

野田市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員定数条例（昭和25年野田市条例第39号）

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は<u>1,094人</u>とし、次に掲げる部局等に配置する。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>721人</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>9人</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>5人</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>6人</u> (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>120人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>7人</u> (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>198人</u> (8) 水道企業の事務部局の職員 <u>28人</u> 2・3 (略) 附 則 (職員の定数の特例) 第6条 野田市職員定数条例の一部を改正する条例(平成27年野田市条例第28号)の施行の日から<u>令和2年3月31日</u>までの間は、第2条第1項各号列記以外の部分中「980人」とあるのは「1,076人」と、同項第1号中「646人」とあるのは「717人」と、同項第2号中「8人」とあるのは「9人」と、同項第3号及び第4号中「4人」とあるのは「5人」と、同項第5号中「114人」とあるのは「125人」と、同項第6号中「5人」とあるのは「6人」と、同項第7号中「172人」とあるのは「181人」と、同項第8号中「27人」とあるのは「28人」とする。	(職員の定数) 第2条 職員の定数は<u>980人</u>とし、次に掲げる部局等に配置する。 (1) 市長の事務部局の職員 <u>646人</u> (2) 議会の事務局の職員 <u>8人</u> (3) 選挙管理委員会の事務局の職員 <u>4人</u> (4) 監査委員の事務局の職員 <u>4人</u> (5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>114人</u> (6) 農業委員会の事務部局の職員 <u>5人</u> (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>172人</u> (8) 水道企業の事務部局の職員 <u>27人</u> 2・3 (略) 附 則 (職員の定数の特例) 第6条 野田市職員定数条例の一部を改正する条例(平成27年野田市条例第28号)の施行の日から<u>平成32年3月31日</u>までの間は、第2条第1項各号列記以外の部分中「980人」とあるのは「1,076人」と、同項第1号中「646人」とあるのは「717人」と、同項第2号中「8人」とあるのは「9人」と、同項第3号及び第4号中「4人」とあるのは「5人」と、同項第5号中「114人」とあるのは「125人」と、同項第6号中「5人」とあるのは「6人」と、同項第7号中「172人」とあるのは「181人」と、同項第8号中「27人」とあるのは「28人」とする。